

平成 27 年 3 月 19 日

平成 26 年度総合セキュリティ対策会議（第 3 回）

発言要旨

1. 開会

2. 生活安全局長挨拶

警察庁の生活安全局長の辻でございます。本日は、前田委員長をはじめ、委員の皆様方、年度末の大変お忙しい中、平成 26 年度最後となります第 3 回総合セキュリティ対策会議に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

本年度は、1 月 22 日に第 1 回会議を開催させていただきまして、「官民連携を通じたサイバー犯罪に対処するための人材育成等」というテーマで警察における中核捜査員の育成等の在り方について御議論をいただいております。先生方におかれましては、大変お忙しい中、また短い時間の中、大変熱心に御議論いただき、また、色々なお話を頂戴してまいりまして、本当にありがとうございました。

今日は、3 回目の会議ということで、取りまとめに向けた御議論をいただくと考えており、とりあえずのものとしてこれまでの議論をまとめたものをお配りしております。本当に限られた回数でございましたし、限られた時間の範囲内でもございましたけれども、是非、今日また、有意義な御議論をいただきながら御報告書をまとめていただければと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本当は、会議の終了時に御挨拶をさせていただく予定でございましたが、国会対応のため、途中で離席させていただくこととなりますので、冒頭に御挨拶をさせていただきました。

最後になりますが、前田委員長をはじめ、皆様方、本会議に御尽力いただきまして、本当にありがとうございました。今日の御議論を踏まえて、いい報告書を頂戴できますことを、期待しております。どうぞよろしくお願いいたします。

3. 平成 26 年度総合セキュリティ対策報告書（案）「官民連携を通じたサイバー犯罪に対処するための人材育成等」について

- （下道委員） 私の第 2 回の発表でも紹介しましたし、林委員からも御説明があったかと思っておりますので後ほど御指摘があるかもしれませんが、情報に関

する法制度についてのスキルの必要性という論点について、報告書には記載がないように思います。例えば、「ITビジネスに関する知識についても備えておくことが望ましい。」という記載はありますが、これは、ITビジネスという中に、この法律等々も含まれるという理解でよろしいのでしょうか。

- (事務局) ITビジネスに関する知識については、会議の中では別所委員から明示的に御意見を頂戴したところではございますけれども、事務局の理解としては、今、下道委員の御指摘のとおり、法務的な知識も当然含まれるという理解でおります。

別所委員もそういう御理解でよろしいでしょうか。

- (別所委員) はい。そういう意味です。
- (前田委員長) 法務の問題については、記載されていないわけではないのですが、もう少し下道委員の御意見の御趣旨を生かす形にしたいと思います。

- (林委員) 下道委員から御指摘のあった問題を突き詰めていくと、例えば、「こういう法律が現にあるから、こうアプライすれば済む」という問題には収まらない部分もおそらく出てくると思うし、「情報法」とか「サイバー法」と言うところ、むしろそういったところの方が大事かもしれないと思います。そして、そういう事例というのは、一番犯罪に近いところにおられる方から、指摘してもらった方がいいという面もあると思います。

ですので、その問題に関しては、ここの場で閉じた問題ではなくて、もう少し発展形があるのだという理解で記載していただければ、それで十分ではないかと思います。

- (前田委員長) まさに御指摘のとおりだと思います。御指摘のように、法制度をどうしていくかということについては、学んで教育するというだけでなく、それに対してどういう発信をしていくかということも含めて、クローズではなく、オープンな形でつながる余地を残すような形にしたいと思います。

- (石井委員) 大枠はまさにこのとおりだなと思うのですが、2点ほど申し上げます。

1点目は、資格制度の整備についてです。これ自体は非常に重要なことだと思いますが、一方で、新しいパターンのサイバー犯罪もどんどん出てくると思うので、制度上のカリキュラムを更新するのとは別に、現場サイドのほうで情報共有していく必要があると思いますので、そういったところを少し明らかにしておいていただけたらと思いました。

2点目は、フィジカルな防犯の場でもそうだと思うのですが、サイバー犯罪において、証拠を押さえて取り締まるということをされていくと、サイバー犯罪の被害を防止するためのノウハウが貯まるのではないかと考えてい

るので、官民連携の観点からは、官のノウハウを民に還流していただく1つのポイントとして、そういったサイバー防犯に関するノウハウの還流といったところも考えられるのかなと思いました。今後発展的に、そういったところも含めて、御検討いただければありがたいかなと思いました。

- （事務局） まず、新たな脅威の出現に対してどのように対応するかという点についてですけれども、お手元の資料では、実践的な研修の実施に関して、捜査を通じて把握された現在進行形の脅威や被害の発生状況等に関する情報、あるいは、捜査を通じて得られる反省・教訓点の研修への反映について、記載しております。

それから、官民合同研修の実施に関して、最新のサイバー空間内の脅威情報を素材とする事例研究の官民合同での実施について記載しております。

警察に蓄積された防犯に関するノウハウの民間への還元ということであれば、この官民合同研修の実施が一つ当たるかと思います。あるいは、官民人事交流を通じてそういったものを還元するということもあり得ると思います。

- （石井委員） 御趣旨は分かりましたが、例えば、米国ではISACを始めとして、インフォメーションシェアリング&アナリシスセンターとして機能する取組もあり、そういったものと資格制度とが多層構造的に機能しているのだと思います。そういったところも踏まえて、明示的に示していただけるとより分かりやすいかなと思います。

- （前田委員長） 従来は、警察の犯罪関係の情報というのは、捜査に支障が生じるおそれがあるので民間には絶対出せないという考えがありました。これが、最近では、民間との協力なしには捜査自体が困難となるという考えが広がりつつあると思います。そのあたりのその流れを1歩も2歩も進めることが重要な訳ですが、書き方については、できる限り、委員の方々の御要望に応えるような形で、直していきたいと思います。

- （片山委員） 細かいところかもしれませんが、「サイバーセキュリティ人材」という文言と、「セキュリティ人材」という文言が両方あるようです。報告書の趣旨としては、サイバー犯罪対策を推進するための中核捜査員の育成だけでなく、セキュリティに対する意識を持っている、警察、政府、あるいは民間、一般の人たちを含む広い意味でのセキュリティ人材の底上げというのも大事ですよ、ということも言おうとしているのだと思いますので、そのあたりを踏まえて、全体的に用語の使い分けをするのも良いのではないかと思います。

- （事務局） 御指摘の点は、報告書における思想にも関係してくるところだと思います。報告書自体は、タイトルどおり、サイバー犯罪に対処するため

の人材、これを中核捜査員というふうに銘打っておりますが、中核捜査員の育成を直接の射程としております。そして、その育成を通じて、また、育成について官民連携を通じて行うことによって、その効果が民にも波及して、我が国全体の人材育成の底上げにつながることであればという思いも、含まれているところです。

他方で、用語については、特に使い分けているわけではございませんので、「サイバーセキュリティ人材」という用語で統一させていただくということによろしいですか。

- （片山委員） 少し誤解してしまったのかもしれませんが、セキュリティに対する知識、ノウハウ、これは、いろんな犯罪を撲滅するためのものもあれば、単にウィルス対策ソフトを入れるという一般の国民の取組に関するものも含まれるでしょうし、人材育成といっても、学校での安全なインターネットに接するための教育というものも含まれるのだと思います。「セキュリティ人材」というと、サイバーに関係する幅広い主体を対象とした、そういう広い意味でのセキュリティに対するノウハウに関するところを言うのかと思いますが、「サイバーセキュリティ人材」となると、サイバー空間に直接関わっている人たちを対象としたものというふうに限定されるような気がしたことから、使い分けることを考えた次第です。
- （前田委員長） 本会議では、基本的には、主に「サイバーセキュリティ人材」を意識して議論してきたところだと思います。もちろん、サイバーに直接携わっていない人も「セキュリティ人材」に入れ込むという考え方も良いと思うのですが。

ですから、やっぱり「サイバーセキュリティ人材」をどう作っていくかという点から整理すればよいのではないのでしょうか。そこからもう少し広めの「セキュリティ人材」というところにどのように広げていくかというのは、今後の課題としてあり得るのだと思います。
- （桑子委員） あくまでも私のニュアンスですが、よく情報セキュリティという話をしますけれど、これは、いわゆるコンピューターネットワークを含めた一般的なセキュリティ全般というニュアンスかと思いますが。他方で、この総セクでの議論ということになりますと、元々サイバー犯罪に対処するというのが目的であるわけですから、そういった観点においては、一般的なセキュリティというよりは、サイバーセキュリティということにこだわっても、よろしいのではないかなと考えています。

総セクということで、テーマもテーマですから、それで統一するということがいかがでしょうか。
- （前田委員長） それでは、報告書については、桑子委員がまとめたような

形にまとめさせていただきたいと思います。片山委員からは、本当に貴重な御提案、ありがとうございました。

- （則房委員） 本報告書を踏まえた取組が進められれば、中核捜査員を中心とする捜査チームがあつて、それが全国に分散していて、それぞれがサイバー犯罪捜査に取り組むことになるのだと思います。他方で、資料に基づけば、かなり多数のチームがサイバー犯罪捜査に従事することになると思うのですけれど、そうすると、最初は大体同じようなレベルでスタートするのだとしても、全チームがずっと、同じだけの経験することは想定しにくいと思います。サイバー犯罪捜査をたくさん経験し、レベルを上げていくチームと、そうではないチームが出てきて、両者のレベルに差が出てくるのではないかなという気がします。

そのときに、犯人側から見ると、強そうなところと、弱そうなところがあるように見えて、「犯罪するのだったら弱そうなところを狙おう」といったことになりかねないのではないかと思います。それを踏まえると、人材育成の最初の段階もそうなのですけれど、それぞれのチームが、一定レベルの捜査情報を継続して共有できて、レベルをある範囲に維持できるような取組を進める必要があると思いました。

- （事務局） サイバー犯罪捜査の分野に限ったことではございませんが、各都道府県警察がそれぞれ独立した活動単位となっておりますので、能力の格差というものが生じる可能性はもちろんございます。

他方で、警察におきましては、サイバー犯罪の分野に限らず、こうした格差をうまく平準化する仕組みというのは、実はいくつかございます。例えば、警察の中でのいわば人事交流制度もございますし、教養制度もございます。それから、様々な実践的な会議なり研修の場というのもございます。

また、このサイバー犯罪捜査の分野においては、管轄権というのは、リアル空間の捜査と違って、実はそれほど絶対のものではございません。言い換えると、極端な話、どこの県警でもある程度捜査の端緒が得られ得るのです。また、実は、サイバー犯罪捜査というのは、単独の県で捜査をするというケースはそれほど多くなくて、複数の県が合同ないしは共同という形で捜査するのが通例でございます。例えば、インターネットバンキングに係る不正送金事犯のような事案につきましては、単独で捜査をするというケースは、ほぼございません。複数の都道府県警察が合同、共同で捜査をするというのが一般的でございます。ですから、「どこどこ県警察の捜査力が弱いから、そこが犯罪者に狙われる」というような事態は想定しにくいのではないかと思います。

- （中野目委員） この報告書では、中核捜査員の果たす役割について、どち

らかと言うと、起こった犯罪に対処するというリアクティブなところが中心になっているような印象を受けます。それが重要であるということは否定できないと思いますが、J C 3との協力関係を通じて、あるいはいろいろ捜査を進めていく中で、犯罪が起こっているのではないかという予兆を認識した場合にも、その犯罪の予防に向けて、捜査員がそれなりの役割を果たすということも意識の中に入れておく必要があるのではないかと思います。

- (事務局) サイバー犯罪捜査は、当然、犯人の検挙だけではなくて、被害の未然防止、拡大防止という観点も含めて行われるべきものでございまして、例えば、指令サーバーが発見されれば、犯人の検挙のみを指向するのではなく、被害防止の観点から、その指令サーバーをテイクダウンするというところをやっていただいております。そういう取組は、当然必要でございまして。
- (前田委員長) 大きな流れとしては、捜査官ですから、捜査の基本は、起こったものを対象とするということになると思います。もちろん、今、先生がおっしゃったとおり、犯罪が起こる前から、ある程度予兆があれば、何らかの捜査を行うとか、介入を行うという方法ももちろんあるのだと思います。先ほどの林先生の御指摘につながるのですが、そのあたりの広がり意識して、全てクローズドに「ここだけやる」というよりは、いろんな発展の可能性も読み込めるようにしたいと思います。
- (小屋委員) 資料を拝見していますと、まず、グローバルの警察では、CISSPなどの資格はどう使われているのかなということを疑問に思いました。2つ目に、国際的な警察官の交流などについて、海外の先進的な警察は、どう取り組んでいるのかなということを疑問に思った次第です。この辺について、事務局で把握されているところがあれば、教えていただけたらなと思えました。
- (事務局) 御質問の点については、この会議の場では、衣川委員のほうから御説明ございましたけれども、様々な資格がかなり活用されているというふうには聞いております。例えば、SANSの研修なども、法執行機関とか、あるいは、情報機関の職員がかなり受講しているというふうには聞いております。

ただ、残念ながら体系だった調査というものは行っておらず、担当者レベルの情報交換に基づく断片的な知識に留まっていますので、そういう意味では、あまり体系だったものを持ち合わせているわけではございません。
- (小屋委員) 分かりました。今後、海外がどうやっているかという点を調査してみるのもおもしろいかもしれないですね。
- (西本委員) 2点ほど、アドバイスのところを申し上げたいと思います。

まず、いわゆる中核捜査に関わる能力という部分からすると、法的な証拠

作成能力や海外関係機関と連携する能力などの形式的技術に関する話と、捜査能力そのものに関する話の2つあると思うのです。弊社でも、いろいろ調査をするときに、基本的には、「あんこを作る人」と「皮を包む人」とに分けております。つまり、例えば、捜査において1個1個の証拠としての細かい情報を抽出するものがあんこです。そして、それを人に分かりやすく理解できるようにシナリオを立てて説明する資料を作る人が皮の方です。これらは求められる能力が全く異なりますので、同じ人に全部求めると、なかなか難しい面が出てくると思います。これらを体系に応じてうまく整理できれば、効率的だと思うのが1点目です。

次に、先ほど則房委員も仰っていましたが、情報共有は非常に重要だと思います。現場の一番先端の情報について迅速に共有することが重要です。どうやって共有していくかという、堅苦しいことではなく、ワークショップであるとか、そういった柔軟な形で行うことが重要なのであって、従来のフレームワークはフレームワークであろうかと思うのですが、そういうワークショップ、コミュニティみたいなものを、中核捜査官プラス候補生ぐらいでやられるといいのではないかなと思いました。

- （事務局） その例えで申しますと、中核捜査員というのは、あんこの的などころについてもある程度の役割を果たす必要がありますが、やはり、CTOという部分でございますので、皮の部分、包み込む部分に関する知見が求められるところだと思います。

ただ、報告書案にも書かれておりますとおり、オールマイティの人はいないということもあります。ですから中核捜査員の中でも、どちらかと言うと、皮に近い方と、ややあんこに比重のある方というように、それぞれの個性が出てくることはあり得るのではないかと考えております。

それから、2つ目でおっしゃった、ワークショップとコミュニティという話は、日本版NCFTAの創設の前提となった思想だったと思います。そういう意味では、今、日本版NCFTAはJC3という形で立ち上がっておりますので、そこも活用しながら、人材育成にも活かしていくということになるのかなと考えております。

- （山下委員） 資格制度に関しましては、是非、取得した後のメリットを考えていただきたいと思っております。給料面などの話も当然ありますけれども、それだけではなく、例えば、資格を取得すれば、いろいろな情報交換の場に参加できるようにするですとか、そういったコミュニティの参加関係も是非、メリットの1つとして検討していただきたいと思っております。
- （前田委員長） 大変、有用な議論をいただいたわけですが、今日のところで、回数少ないけれども、報告書をまとめさせていただきたいと思っております。

皆様からいただいた意見については、きちんと汲み上げさせていただきますので、僭越な言い方になりますけれども、委員長にその修文も含めて、御一任いただきたいと思いますが、今のまとめ方で、御賛同いただけないでしょうか。

(異議なし)

4. 長官官房審議官（生活安全局担当）挨拶

○（島根長官官房審議官） 審議官の島根でございます。会議の冒頭で申し上げましたとおり、局長が国会対応のため外させていただいておりますので、代わりまして私が皆様に御挨拶を申し上げたいと存じます。

本年度の会議は、3か月という短い期間ではありましたが、資格制度、研修、そして人事交流等に関しまして、大変貴重な御発表、御意見を賜りました。

警察における取組の課題を明らかにしていただき、また、それぞれの取組の効果的な実施に向けまして、具体的な内容で、本日、本会議の報告書として、取りまとめていただきましたことに対しまして、厚く御礼を申し上げます。本日、いただきました御指摘、御意見を踏まえまして、最終的な形にセットさせていただきたいと存じます。

サイバー空間、これは伝統的な犯罪抑止対策や、捜査の射程が必ずしも及ばない新たな犯罪領域でありまして、警察として、サイバー犯罪を質量共に十分に検挙できているとは、残念ながら言い難い状況にあります。このような現状を克服し、サイバー空間におきましても、日本を世界一安全な国にするためには、サイバー犯罪に対処するための人材育成等は、極めて重要かつ喫緊の課題であると認識をしております。

今後は、いただきました報告書における御提言を真摯に受け止めまして、速やかに検討を進め、産学との連携を通じて可能なものから、逐次、着手、実行をしまいたいと、このように考えております。

前田委員長をはじめ、委員の皆様方におかれましては、本会議に御尽力いただき、誠にありがとうございました。引き続き御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

5. 閉会